



平成24年12月7日
国土政策局地方振興課

豪雪地帯対策基本計画の変更について

豪雪地帯対策特別措置法の改正及び平成23年・24年の大雪を踏まえた豪雪地帯対策基本計画の変更が閣議決定されました。

<概要>

豪雪地帯対策特別措置法第3条第1項に基づく「豪雪地帯対策基本計画」の変更について、本日閣議決定されましたのでお知らせします。

同基本計画は昭和39年に策定され、これまでに4度の改正が行われてきました。このたび、平成24年3月の豪雪地帯特別措置法の一部改正で追加された規定、および平成23、24年の大雪で明らかになった課題に対応するため検討を行った結果、第6次豪雪地帯対策基本計画として主に以下の項目が追加・変更されました。

- 除排雪の体制の整備（雪処理の担い手の確保）
- 空家に係る除排雪等の管理の確保
- 雪冷熱エネルギー等の活用促進
- 集中的降雪時の道路交通の確保等

詳細は別紙をご覧ください。

<豪雪地帯対策基本計画本文の入手方法>

本文については、国土交通省のホームページから入手することができます。

http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000010.html

<閣議決定日>

平成24年12月7日

(お問い合わせ先)

国土交通省 国土政策局 地方振興課 課長補佐 高橋、福田

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

TEL：(代表) 03-5253-8111 (内線29-562、29-563)
(直通) 03-5253-8404

FAX：03-5253-1588